

福島県集中豪雨災害について

二〇八六字

冒頭、藤木先生から、過日御陳情があったことも伺いました。

その御報告はいいのですけれども、被害の拡大が国の責任であるというようなお言葉があったかと思えますけれども、それはまぐら言葉かもしれないけれども、あれだけ一生懸命、今も各省庁の職員から懸命に前向きな答弁をしておられる状況からして、こういうお言葉は私としてはちょっと御遠慮いただければ大変ありがたいということを申させていただきますと思います。

激甚災害の指定でございますけれども、これにつきましては、法の仕組みの御説明をずっとしてきたわけでございますけれども、この仕組みをできるだけ早く進めるということ、これを先ほど来、これは役所全体の調整をした上で申し述べているわけでございますけれども、そうしたことで、そういう方向でやってまいりたいということを重ねて申し上げる次第でございます。

それから、被災者生活再建支援につきましましては、これも法の趣旨を踏まえてということでございますけれども、今先生おっしゃられたとおり、法を下回ることはないようにということもよく念頭に置いてやってまいりたい、このように思えますけれども、同時に、法の仕組みというのが、やはりこの問題は、地域住民の生活に第一次的に責任を持つ地方公共団体がまず動くということからスタートするということも、ぜひひとつ御認識の中に入れておいていただきました

いということを申し添えて、御答弁とさせていただきます。

藤木委員 激甚災害についても非常に急いで進めたいという御回答でございます。大変それは結構だと思えます。指定が決まりましたら自治体は安心して財政出動ができるわけですから、一日も早い復旧が進められるであろうということを私も期待しております。

さらに支援法も、法を下回らないということを踏まえて、それを念頭に置いて進めるというお言葉でございますので、ぜひともその立場を貫いていただいて、一日も早く結論をお出しいただき、支援が至急できるようにしていただきたいと思えます。

先ほど、国の責任の問題でちょっとお言葉がございましたけれども、まぐら言葉ではございませんで、後でまたお話をさせていただきますことになるうと思えますが、今の取り組みを私は責めているのではないのです。皆さんが本当に一生懸命やっていらつしやるのは、それはもう本当に、私も現場にも参りまして、政府もお越しいたいて、ちょうどヘリコプターに乗って建設大臣が飛んでいらつしやるときに私参りましたから、よく存じ上げておりますが、そうではなくて、いろいろな逆転現象が公共事業の問題でも起こっているということをお願いしたいわけでございます。非常に言葉が少なかつたと思えますので、おいおい質問の中ではつきりさせればと思っております。

次に、私も直接見てまいりましたけれども、福島県の太陽の国ですね。ここは確かに、危険地域に指定されていないにもかかわらず五名の犠牲者を出した被害でございます。この点についてお伺いを

したいと思います。

入所者の実態は、九月一日現在で、一時帰省された方が四百名以上、他の施設への移送が百四十名以上というふうになっております。一時帰省者につきましては、家族に一週間程度というところで協力をお願いしているということでございますから、もう間もなく、この土曜、日曜が来るとその期限が来るわけです。しかし、太陽の国内の被災四施設は、現時点では二カ月近く使用はできない状況だというふうに伺っております。ですから、一週間後、家族が介護できない状態になっても、入所者の皆さんの行く当てがないわけですね。

そこで、お話によりますと、県内や県外の他施設に一時的に移ってもらおうという方針をお立てになられているんですけども、障害をお持ちになられている方を転々と環境を変えらるということは決して望ましいことではございません。障害者御本人にとって最もよい方法を家族の希望に沿って決めていただくことが大切ではないでしょうか。必要であれば、ぜひ仮設施設の建設を進めるということも検討していただきたいということを申し上げます。

また、他施設へ移る場合にも、機械的な割り当てをするということがないようにしてもらいたい、家族の希望に沿って進めていただきたいと思えます。もちろん、他施設へ入所する場合は、阪神・淡路大震災で定員外人所を認めた特例措置をおとりになりましたけれども、今回も適用すべきだと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

これは厚生省にまとめてお答えをいただきたいと思います。

炭谷政府委員 まず、社会福祉施設の仮設施設の件でございます。現時点におきましては、福島県から具体的に仮設施設をつくりたいという要望は参っておりません。もし県からこのような御要望が参りましたら、私どもとして速やかに検討させていただきます。また、他の福祉施設に臨時的に入っいらっしゃる方の費用の問題でございます。

これにつきましては、所要の費用については措置費において必要な助成を行ってまいりたいというふうに思っております。

藤木委員 特例措置はどうされるのですか、特例措置で措置をされるわけですか。

炭谷政府委員 そのように特例的に扱わせていただきます。

藤木委員 そこで、一方、介護の側の職員の問題なのですけれども、実際、不眠不休で被災直後の不安定になっている入所者